

多文化共生の推進に関する研究会（第1回）

議事次第

日時：平成30年10月23日（火）11:00～12:30

場所：自治体国際化協会 7階会議室

（東京都千代田区麹町1丁目7 相互半蔵門ビル）

1 開会

2 総務省挨拶

3 委員自己紹介

4 議題

（1）検討会の開催要綱について

（2）地域における多文化共生の現状等について

（3）多文化共生に関するアンケート調査の実施について

（4）多文化共生にかかる優良な取組の共有手法について

（5）意見交換

（6）研究会の今後の進め方について

5 閉会

（配付資料）

資料 1 多文化共生の推進に関する研究会開催要綱

資料 2 地域における多文化共生の現状等について

資料 3 多文化共生に関するアンケート調査について

参考資料 地域国際化推進アドバイザーについて（（一財）自治体国際化協会提出資料）

「多文化共生の推進に関する研究会」開催要綱

1 趣旨

近年、外国人住民の更なる増加に加え、多国籍化や高齢化等も引き続き進展している。さらに、政府においては、外国人材の受け入れ拡大のための新たな在留資格の検討が進められているなど、外国人住民を取り巻く状況は一層変化していくことが見込まれる。

総務省においては、これまで、「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、また昨年3月には優良な取組事例を集めた「多文化共生事例集」を公表するなど、地域における多文化共生施策を推進してきたところ。近年の状況を踏まえ、地域における多文化共生施策の更なる推進のため、有識者による研究会を開催し、以下のテーマについて検討を行う。

2 名称

本研究会は、「多文化共生の推進に関する研究会」（以下「研究会」という。）と称する。

3 テーマ

- ・ 地域における多文化共生にかかる全国の取組状況の分析
- ・ 先進的に取り組む地方公共団体の協力を得ながら、優良な取組を普及・展開するなど、地域における多文化共生施策の更なる推進に向けた方策の検討 等

4 構成及び運営

- (1) 研究会の構成員は、別添「構成員名簿」のとおりとする。
- (2) 研究会には、座長1名をおく。
- (3) 座長は、会務を総理する。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、関係団体等に研究会への出席を求め、意見を聴取すること及び説明を求めることができる。
- (5) 研究会は、非公開とするが、研究会終了後に配付資料を公表するとともに、速やかに議事概要を作成し、これを公表することとする。
ただし、配付資料については、座長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

5 開催期間

平成30年10月から本年度末頃までとする。

6 庶務

庶務は、総務省自治行政局地域政策課国際室において行う。

附 則

この要綱は、平成30年10月23日から施行する。

別添「構成員名簿」

(五十音順：敬称略)

大里 誠治 美濃加茂市市民協働部地域振興課職員

日下 純子 島根県環境生活部文化国際課長

佐藤 宏明 浜松市企画調整部国際課長

シャンル・シェン 江東区国際交流員 (C I R)

須藤 伸子 (公財) 仙台観光国際協会国際化事業部国際化推進課長

田村 太郎 (一財) ダイバーシティ研究所代表理事

山田 圭則 京都府知事直轄組織国際課長

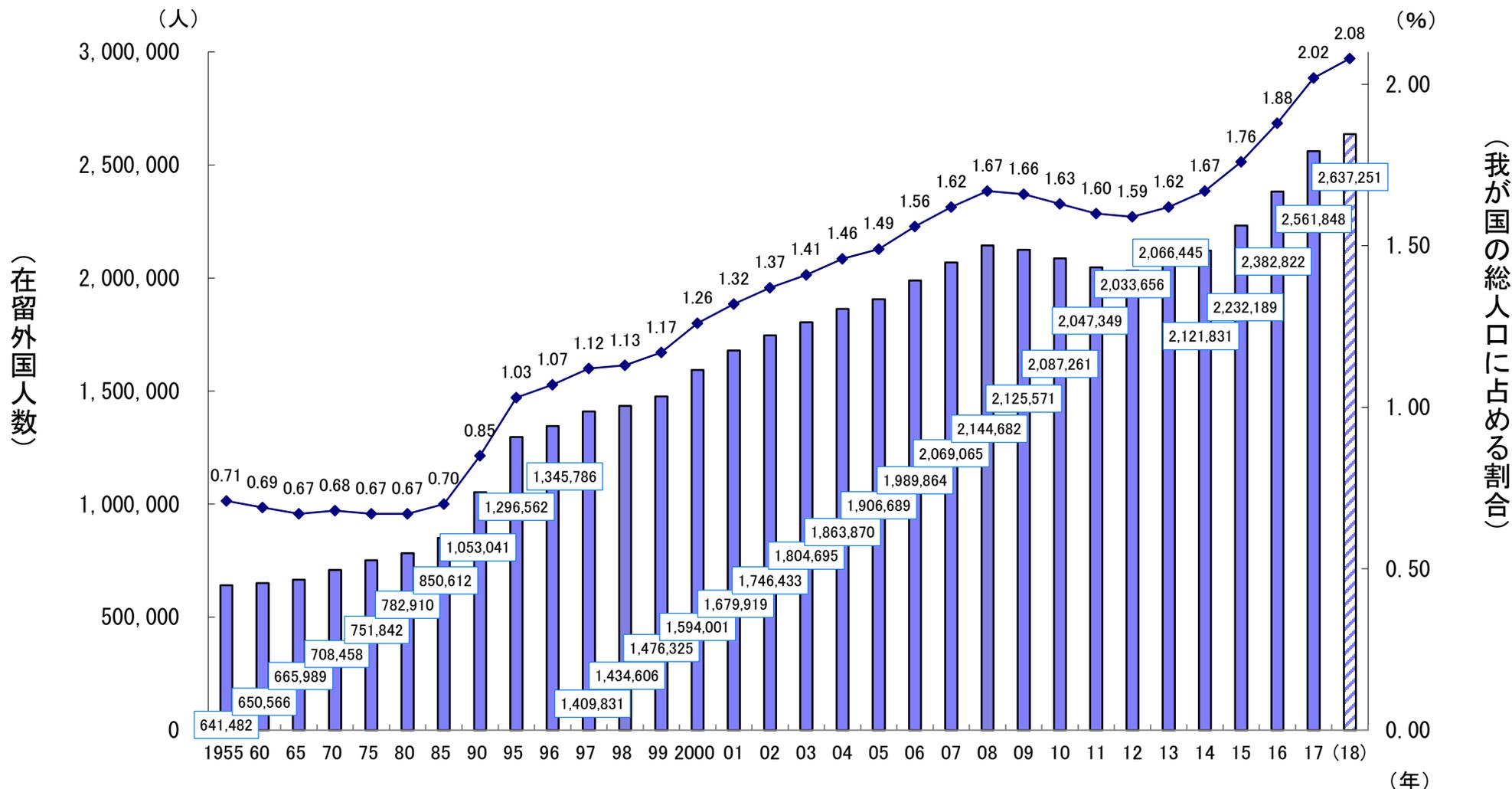
山脇 啓造 明治大学国際日本学部教授

横田 宗親 (一財) 自治体国際化協会多文化共生部長

地域における多文化共生の現状等について

在留外国人数の推移

○在留外国人数は1990年ごろから大幅に増加していたが、リーマン・ショック(2008年)後減少に転じ、その後再び増加傾向に。



(我が国の総人口に占める割合)

(注1) 在留外国人数は各年12月末現在(法務省在留外国人統計)。「我が国の総人口に占める割合」は、総務省統計局「国勢調査」及び「人口推計」による各年10月1日現在の人口を基に算出。

(注2) 1985年までは外国人登録者数、1990年から2011年までは、外国人登録者数のうち「中長期在留者」に該当し得る在留資格をもって在留する者及び「特別永住者」の数。

2012年以降は、中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人の数。

(注3) 2018年は速報値(「在留外国人数」は、6月末現在の数値を使用。「我が国の総人口に占める割合」は7月1日現在の数値を使用。)

都道府県別外国人人口の状況(2017年と2012年の比較)

○全ての都道府県で外国人人口は増加([全国平均]増加数:約1.1万人、増加率:約1.26)

※住民基本台帳に基づく人口を使用
※全国平均を超える増加数及び増加率を着色

都道府県	増加数 (A-B)	増加率 (A/B)	2017年		2012年	
			全人口	外国人人口 (A)	全人口	外国人人口 (B)
北海道	10,582	1.50	5,339,539	31,726	5,465,451	21,144
青森県	1,275	1.34	1,308,707	5,039	1,372,010	3,764
岩手県	1,379	1.27	1,264,329	6,550	1,314,180	5,171
宮城県	6,296	1.46	2,312,080	20,099	2,318,692	13,803
秋田県	180	1.05	1,015,057	3,760	1,076,205	3,580
山形県	555	1.09	1,106,984	6,646	1,155,942	6,091
福島県	3,667	1.40	1,919,680	12,784	1,980,259	9,117
茨城県	12,725	1.26	2,951,087	61,918	2,997,072	49,193
栃木県	9,493	1.32	1,985,738	38,843	2,010,934	29,350
群馬県	12,957	1.32	1,990,584	53,508	2,023,382	40,551
埼玉県	48,101	1.41	7,363,011	164,182	7,272,304	116,081
千葉県	39,146	1.38	6,298,992	143,351	6,240,455	104,205
東京都	136,307	1.35	13,637,346	521,502	13,142,640	385,195
神奈川県	38,993	1.24	9,171,274	198,504	9,083,643	159,511
新潟県	2,751	1.21	2,281,291	15,561	2,361,133	12,810
富山県	3,482	1.26	1,069,512	16,644	1,094,827	13,162
石川県	3,143	1.30	1,150,398	13,603	1,163,089	10,460
福井県	1,815	1.16	790,758	13,428	810,552	11,613
山梨県	1,548	1.11	838,823	15,090	863,917	13,542
長野県	2,227	1.07	2,114,140	32,965	2,165,604	30,738
岐阜県	4,941	1.11	2,054,349	49,168	2,102,879	44,227
静岡県	8,731	1.12	3,743,015	82,675	3,809,470	73,944
愛知県	45,533	1.24	7,551,840	235,320	7,462,800	189,787
三重県	6,636	1.16	1,834,269	47,671	1,871,619	41,035

都道府県	増加数 (A-B)	増加率 (A/B)	2017年		2012年	
			全人口	外国人人口 (A)	全人口	外国人人口 (B)
滋賀県	2,484	1.10	1,419,635	26,547	1,419,426	24,063
京都府	6,060	1.12	2,563,152	56,951	2,587,129	50,891
大阪府	25,469	1.13	8,856,444	225,269	8,873,698	199,800
兵庫県	8,578	1.09	5,589,708	104,056	5,660,302	95,478
奈良県	1,041	1.10	1,371,700	11,765	1,405,453	10,724
和歌山県	745	1.13	975,074	6,326	1,016,563	5,581
鳥取県	423	1.11	570,824	4,329	588,508	3,906
島根県	2,433	1.46	691,225	7,689	713,134	5,256
岡山県	5,208	1.26	1,920,619	25,594	1,946,083	20,386
広島県	10,756	1.29	2,848,846	48,316	2,873,603	37,560
山口県	2,245	1.17	1,396,197	15,407	1,447,499	13,162
徳島県	664	1.14	757,377	5,558	785,001	4,894
香川県	3,475	1.43	993,205	11,532	1,010,707	8,057
愛媛県	2,919	1.34	1,394,339	11,591	1,440,117	8,672
高知県	1,108	1.35	725,289	4,257	755,994	3,149
福岡県	19,082	1.37	5,130,773	71,036	5,105,427	51,954
佐賀県	1,555	1.38	833,272	5,666	853,341	4,111
長崎県	2,869	1.41	1,379,003	9,857	1,427,133	6,988
熊本県	4,629	1.53	1,789,184	13,411	1,825,361	8,782
大分県	2,456	1.26	1,169,158	11,876	1,199,401	9,420
宮崎県	1,698	1.42	1,112,008	5,699	1,141,559	4,001
鹿児島県	2,859	1.47	1,655,888	8,973	1,701,387	6,114
沖縄県	6,237	1.68	1,471,536	15,414	1,437,994	9,177
全国平均	11,009	1.26	2,717,175	53,141	2,731,359	42,131

多文化共生に係る計画・指針の策定状況〔H30(2018).4.1時点〕

○ 地方自治体全体：約46%の団体が策定

・ 都道府県：約96%の団体が策定

・ 指定都市：100%の団体が策定

・ 市区町村(指定都市除く)：約44%、外国人集住都市：100%の団体が策定

回答	都道府県	指定都市	市(指定都市除く)	区	町	村	全体	外国人集住都市
1. 多文化共生に関する指針・計画を単独で策定している	17(36%)	9(45%)	65(8%)	6(26%)	2(0%)	0(0%)	99(6%)	8(53%)
2. 国際化施策一般に関する指針・計画の中で、多文化共生施策を含めている	19(40%)	9(45%)	58(8%)	2(9%)	7(1%)	0(0%)	95(5%)	1(7%)
3. 総合計画の中で、多文化共生施策を含めている	9(19%)	2(10%)	397(51%)	10(43%)	188(25%)	23(13%)	629(35%)	6(40%)
策定している(計)	45(96%)	20(100%)	520(67%)	18(78%)	197(26%)	23(13%)	823(46%)	15(100%)
4. 策定していないが、今後策定の予定がある	2(4%)	0(0%)	19(2%)	3(13%)	17(2%)	1(1%)	42(2%)	0(0%)
5. 策定しておらず、今後策定の予定もない	0(0%)	0(0%)	232(30%)	2(9%)	530(71%)	159(87%)	923(52%)	0(0%)
策定していない(計)	2(4%)	0(0%)	251(33%)	5(22%)	547(74%)	160(87%)	965(54%)	0(0%)
総 計	47(100%)	20(100%)	771(100%)	23(100%)	744(100%)	183(100%)	1788(100%)	15(100%)
自治体数	47	20	771	23	744	183	1788	15

(注1)平成30年4月総務省自治行政局国際室による。(平成30年4月1日現在)

(注2)外国人集住都市：群馬県太田市・大泉町、長野県上田市・飯田市、岐阜県美濃加茂市、静岡県浜松市、愛知県豊橋市・豊田市・小牧市、三重県津市・四日市市・鈴鹿市・亀山市・伊賀市、岡山県総社市

まち・ひと・しごと創生基本方針2018(抄)

(平成30年6月15日閣議決定)

Ⅲ 各分野の施策の推進

1 わくわく地方生活実現政策パッケージ

(3) 地方における外国人材の活用

<概要>

外国人材の地域での更なる活躍を図るとともに、地域における多文化共生施策を一層推進する。

【具体的取組】

◎外国人材の地域での更なる活躍等

・また、地域におけるベストプラクティスの共有・展開や、多文化共生施策の担い手の育成を進めるなど、地域における多文化共生施策を一層推進する。

経済財政運営と改革の基本方針2018(抄)

(「骨太の方針2018」)(平成30年6月15日閣議決定)

第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

4 新たな外国人材の受入れ

中小・小規模事業者をはじめとした人手不足は深刻化しており、我が国の経済・社会基盤の持続可能性を阻害する可能性が出てきている。このため、設備投資、技術革新、働き方改革などによる生産性向上や国内人材の確保を引き続き強力に推進するとともに、従来の専門的・技術的分野における外国人材に限定せず、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築する必要がある。

このため、真に必要な分野に着目し、移民政策とは異なるものとして、外国人材の受入れを拡大するため、新たな在留資格を創設する。また、外国人留学生の国内での就職を更に円滑化するなど、従来の専門的・技術的分野における外国人材受入れの取組を更に進めるほか、外国人が円滑に共生できるような社会の実現に向けて取り組む。

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策 (検討の方向性)(平成30年7月24日)(抄)

1 はじめに

2 多文化共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動

(1) 国民及び外国人の声を聞く仕組みづくり

(2) 啓発活動等の実施

3 生活者としての外国人に対する支援

(1) 円滑なコミュニケーションの実現

(2) 暮らしやすい地域社会づくり

① 地域における多文化共生の取組の促進・支援

○ 「地域における多文化共生推進プラン」(平成18年3月)や優良な取組事例の普及等を通じて、
地方公共団体における多文化共生の取組の更なる促進を図る。

② 医療・保健・福祉サービスの提供

③ 住宅への入居支援

④ 防災対策等の充実

○ 災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、外国人被災者のニーズとの
マッチングを行う「災害時外国人支援情報コーディネーター」の養成研修を本年度から実施する。

⑤ 防犯・交通安全対策の充実

(3) 子供の教育の充実

(4) 労働環境の改善、社会保険の加入促進等

4 外国人材の受入れに向けた取組

(1) 新たな外国人材の受入れ制度の実施に向けた取組

(2) 海外における日本語教育の充実

5 新たな在留管理体制の構築

(1) 在留資格手続の円滑化・迅速化

(2) 在留管理基盤の強化

(3) 不法滞在者等への対策強化

(参考)「地域における多文化共生推進プラン」の概要

趣旨

外国人登録者が200万人を超えたことを背景に、「国際交流」や「国際協力」に加え、「地域における多文化共生」を地域の国際化を推進する柱とし、各都道府県及び市区町村における多文化共生施策の推進に関する指針・計画の策定に資するため、策定したもの。

地方自治体の指針・計画において記述すべき施策

① コミュニケーション支援

地域における情報の多言語化

行政情報の多言語化、生活相談窓口の設置、通訳ボランティアの育成、情報提供の流通ルートの確保 等

日本語および日本社会に関する学習の支援

オリエンテーション、日本語・日本社会の学習機会の提供 等

② 生活支援

居住

多言語情報提供による居住支援、不動産業者への啓発 等

教育

学習支援、不就学の子どもへの対応、進路指導・就職支援 等

労働環境

ハローワーク・商工会議所等との連携による就業支援・就業環境の改善 等

医療・保健・福祉

問診票の多言語表記、広域的な通訳派遣システムの構築 等

防災

平常時の防災教育・訓練、緊急時の災害情報伝達、防災計画への位置付け 等

③ 多文化共生の地域づくり

地域社会に対する意識啓発

日本人住民の意識啓発、交流イベント開催 等

外国人住民の自立と社会参画

キーパーソンや外国人自助組織の育成 等

多文化共生施策の推進体制の整備

地方自治体の体制整備

多文化共生所管課を中心として、分野ごとに所管省庁の施策を踏まえた各部局の施策の連携を図り、指針・計画を策定 【都道府県:96% 指定都市:100%】(平成30年4月1日現在)

地域における各主体の役割分担と連携・協働

地方自治体、国際交流協会、NPO等の役割分担の明確化と連携・協働

(参考)多文化共生事例集の公表(平成29年3月)

背景

平成18年3月:総務省において「地域における多文化共生推進プラン」(※)を策定し、地方自治体に通知
(※)地方自治体において、多文化共生の推進に関する指針・計画を策定する際に参考となる考え方を整理したもの
⇒ 同プラン策定・通知から10年が経過し、外国人住民の多国籍化・高齢化など外国人を取り巻く状況も変化

優良な取組の全国的な普及・展開が必要

多文化共生事例集
多文化共生推進プランから10年
共に拓く地域の未来

(1)コミュニケーション支援(9事例)

① 多言語・「やさしい日本語」による情報提供(6事例)

- ・外国人からの119番通報時や、災害・救急現場における外国人との対応時に、民間の通訳を介した多言語対応を実施
- ・災害発生時に母国語を問わず広く情報を伝えることのできる、外国人にわかりやすい「やさしい日本語」の研究・公表 など

② 大人の日本語学習支援(3事例)

- ・地域生活に密着する「生きた日本語」の学習機会の提供
- ・地域の日本人住民が外国人住民の日本語学習を支援するボランティアとして参加し、住民同士の交流の場にもなっている日本語教室の運営 など

(2)生活支援(28事例)

① 居住(2事例)

- ・多言語による相談が可能な不動産業者の紹介
- ・入居後のトラブル等に関する多言語での相談窓口の運営

② 教育(10事例)

- ・就学前の外国人の子どもを対象に初期の日本語指導及び学校生活指導を行う「プレスクール」の実施
- ・外国人の子どもへの不学解消を図るための継続した実態調査や就学支援等の実施
- ・外国籍親子の放課後の居場所づくり など

③ 労働環境(4事例)

- ・日本に移住した外国人を親に持つ第2世代による第2世代のための就職支援
- ・介護職を希望する外国人に対する資格取得支援や就業支援 など

④ 医療・保健・福祉(6事例)

- ・外国人患者と医師との間の円滑な意思疎通のために派遣される医療通訳の仕組みづくり
- ・多様な出身国のスタッフによる外国人高齢者に対する介護・福祉サービスの提供 など

⑤ 防災(6事例)

- ・外国人住民が企画・運営する防災訓練の実施
- ・外国人住民の中心となって活動するとともに、日本人住民とのパイプ役を担う「外国人防災リーダー」の育成
- ・災害時における外国人支援サポーターの相互派遣 など

(3)多文化共生の地域づくり(9事例)

① 地域社会における多文化共生の啓発(4事例)

- ・外国人住民を含む地域住民が農作業等を通じて交流を深めるガーデンの開設
- ・留学生やJETプログラム参加者などの外国人住民による地域の子どもたちへの異文化交流体験の提供 など

② 外国人住民の自立と社会参画(3事例)

- ・外国人住民が企画・運営する街歩きツアー等のイベントの実施 など

③ 多文化共生に関わる体制づくり(2事例)

- ・多文化共生担当部局に限らず幅広い分野の自治体職員等を対象とした多文化共生に関する研修の実施 など

(4)地域活性化やグローバル化への貢献(6事例)

① 地域活性化への貢献(3事例)

- ・日本在住歴の長い外国人住民が、日本人には自国の文化を、外国人には日本の文化を伝えることを通じ、地域の国際化に貢献
- ・外国人の視点から見た地域の魅力をSNS等により発信 など

② グローバル化への貢献(3事例)

- ・外国人が発掘した新たなアウトドア観光メニューにより、通年観光が実現し、雇用機会の創出に貢献
- ・地域の留学生と企業をマッチングする会議の開催を通じ、地元企業の海外進出等に貢献 など

(参考)「災害時外国人支援情報コーディネーター制度に関する検討会」報告書(平成30年3月公表)概要

はじめに / 第1章 災害時の外国人対応に関する施策のこれまでの動き

- 近年、外国人住民数が増加している中、大きな被害をもたらす自然災害が頻繁に発生している状況。
- 総務省では「情報難民ゼロプロジェクト」を開催し、同アクションプラン(平成28年12月)において、2020年の目指す姿の一つとして、避難所等にいる外国人被災者への情報伝達を支援する「災害時外国人支援情報コーディネーター」の配置が示された。
- これを受け、「災害時外国人支援情報コーディネーター制度に関する検討会」を設置。(平成29年5月)
- 災害時における外国人対応に関し、以下の3つが大きな課題とされた。
 - ① 言語の壁がある、② 背景知識が不足している、③ ニーズが多様である(食生活、習慣等)

第2章 災害時の外国人対応に関する調査結果※1

- 都道府県・政令指定都市において、約8割の団体※2が災害多言語支援センター等の外国人支援体制を整備済みである。
 - 地域国際化協会は、地域のボランティアや日本語教室等と多様なつながりを持っており、災害時における外国人支援にあたり、その果たす役割は大きい。
 - 災害時の外国人住民のニーズ把握方法としては、地域国際化協会等の活用や窓口での情報収集、避難所への巡回等が多い。
 - 地方公共団体が災害時に外国人に期待する協力分野は、通訳・翻訳のボランティアが最も多い。
- ※1 都道府県・政令指定都市・312市区町村(抽出)、都道府県の地域国際化協会を対象としたアンケート(平成29年3月 総務省実施)より。
 ※2 協定に基づくものが6割程度、協定に基づかないものが2割程度。

第3章 災害時外国人支援情報コーディネーターの概要

- 災害時における外国人被災者への情報伝達に関する課題としては、
 - ・ 災害時に行政等から提供される情報は膨大
 - ・ 外国人のニーズ・求める情報は多様であることがあげられる。
- 情報コーディネーター※1は、災害多言語支援センター等において、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、外国人被災者のニーズとのマッチングを実施※2。
- 災害時に円滑に情報コーディネーター制度を機能させるために、平常時から関係団体等※3の間で連携を図っていくことが重要。
- まずは都道府県及び政令指定都市で配置可能な体制が確保されることが期待される。

※1 情報コーディネータの担い手は、都道府県・政令指定都市から推薦された者を想定。具体的には、地域の実情に応じて、日頃から外国人対応に習熟している地方公共団体の職員、地域国際化協会や市区町村の国際交流協会の職員など。
 ※2 情報コーディネーターは、外国人被災者からニーズを直接把握したり、必要な情報を翻訳して外国人被災者に伝達したりするスタッフと連携して活動することが想定される。
 ※3 連携を図る関係団体としては、行政、地域国際化協会、多文化共生マネージャー、NPO、社会福祉協議会等が考えられる。

第4章 災害時外国人支援情報コーディネーター制度の仕組み

- 情報コーディネーターを養成するため、既存の研修の活用を含めて必要な研修が実施されることが望ましい。
- 情報コーディネーターとして誰を配置可能か管理しておくため、研修修了者を掲載する情報コーディネーター候補者の名簿を作成すべき。

※1 後期研修は、「災害多言語支援センター等の役割や運営」や「災害時における外国人被災者への情報伝達」に関する研修のほか、ロールプレイ等を予定。

「多文化共生の推進に関する研究会」(H17.6～H18.3)

- ・多文化共生の推進に向けた地方公共団体の取組支援を目的に、地域において必要とされる具体的取組について検討
- ⇒「地域における多文化共生推進プラン」の策定

「多文化共生の推進に関する研究会」(H18.6～H19.3)

- ・引き続き多文化共生の推進に向けた地方公共団体の取組支援を目的に、上記研究会を踏まえ、「防災ネットワークのあり方」「外国人住民への行政サービスの的確な提供のあり方」について検討

「多文化共生の推進に関する意見交換会」(H21.9～H22.3)

- ・地域の実情に応じた多文化共生の推進に向けた地方公共団体の取組を支援するため有識者による意見交換会を開催

「多文化共生の推進に関する意見交換会」(H23.2～3)

- ・地方公共団体における施策の企画及び立案並びに実施に資する情報提供を行うため、先導的取組を行う地方公共団体の担当者及び有識者による意見交換会を開催

「多文化共生の推進に関する研究会」(H24.2～H25.3)

- ・東日本大震災を契機に、外国人住民への災害時の多言語情報提供の必要性等に関する課題が顕在化していることから、災害時における地方公共団体の多文化共生に関する取組事例の把握及び課題の解決方法について検討

「多文化共生事例集作成ワーキンググループ」(H28.2～H29.3)

- ・多文化共生プランの策定から10年を迎えることから、地域における多文化共生施策の更なる推進に資するため、10年間の様々な状況の変化も踏まえつつ、多文化共生の優良な取組を把握し、事例集を作成
- ⇒「多文化共生事例集」の公表

「災害時外国人支援情報コーディネーター制度に関する検討会」(H29.5～H30.3)

- ・災害時、避難所等にいる外国人被災者への情報伝達を支援するため、現状や課題を把握しつつ、災害時外国人支援情報コーディネーターについて検討

1 調査目的

外国人住民の増加、多国籍化や高齢化等の進展、外国人材の受け入れ拡大のための新たな在留資格の検討が進められていることを踏まえ、地域における多文化共生施策の更なる推進のため、地方公共団体における多文化共生の状況等を把握することを目的に実施。

2 調査期間

平成30年9月19日～平成30年10月9日

3 調査方法

電子メールによる調査

4 回答団体

・調査対象団体

- ①都道府県(47団体)
- ②指定都市(20団体)
- ③中核市(54団体)
- ④その他市区町村(281団体)

「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」(平成30年1月1日現在)において、
「外国人住民数の上位100団体」又は「外国人住民の割合が全国平均(1.96%)以上の団体」を抽出

・上記①～④のほか、任意に回答のあった市町村

各都道府県・指定都市多文化共生担当部局長 様

総務省自治行政局国際室長
(公印省略)

多文化共生に関するアンケート調査について（照会）

平素は、地域における多文化共生の推進にご尽力いただき、ありがとうございます。

総務省では、これまで「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、また昨年3月には優良な取組事例を集めた「多文化共生事例集」を公表するなど、地域における多文化共生施策を推進してきたところです。そうしたなかで、近年、外国人住民の更なる増加に加え、多国籍化や高齢化等も引き続き進展しています。さらに、政府においては、外国人材の受け入れ拡大のための新たな在留資格の検討が進められているなど、外国人住民を取り巻く状況は一層変化していくことが見込まれます。

こうしたことを踏まえ、地域における多文化共生施策の更なる推進のため、地方公共団体における多文化共生の状況等を把握し、今後の参考とさせていただくため、下記のとおりアンケート調査を実施させていただきます。

なお、回答結果について、とりまとめた内容を公表させていただくことを予定していますが、個別名等を公表させていただく場合には、各団体に事前にご連絡させていただきます。また、都道府県においては、別添の調査対象市区町村に対してもアンケート調査の照会をしていただくとともに、当該市区町村の回答をとりまとめた上でご提出下さい。

記

- 1 調査対象 都道府県、指定都市、別添①「調査対象市区町村一覧」に記載の市区町村
- 2 調査内容 別添②「多文化共生に関するアンケート調査用紙」（エクセルファイル）に回答してください。

都道府県の御担当者様におかれましては、貴都道府県内の調査対象市区町村（指定都市を除く）に照会いただき、都道府県分と併せて回答願います。なお、回答様式（エクセルファイル）は各団体1ファイルずつご提出願います（1つのファイルへの取りまとめは不要です）。

調査用紙（エクセルファイル）の提出に当たっては、ファイル名を「XXXXXX 調査用紙（団体名）」に変更し、下記回答先までメールにて回答ください（XXXXXXは地方公共団体コード）。（例）北海道の場合は、「010006 調査用紙（北海道）.xlsx」

- 4 回答期限 平成30年10月9日（火）

- 5 回答先 総務省自治行政局国際室
E-mail kokusai@soumu.go.jp

連絡先：総務省自治行政局国際室
鈴木、岩瀧、森崎
TEL：03(5253)5527
FAX：03(5253)5530

調査対象市区町村一覧

別添①

(全335団体)

都道府県	調査対象市区町村
北海道	函館市
北海道	旭川市
北海道	虻田郡二七二町
北海道	虻田郡留寿都村
北海道	虻田郡喜茂別町
北海道	虻田郡倶知安町
北海道	余市郡赤井川村
北海道	上川郡東川町
北海道	勇払郡占冠村
北海道	宗谷郡猿払村
北海道	枝幸郡浜頓別町
北海道	常呂郡佐呂間町
北海道	紋別郡雄武町
北海道	上川郡新得町
青森県	青森市
青森県	八戸市
岩手県	盛岡市
宮城県	牡鹿郡女川町
秋田県	秋田市
福島県	福島市
福島県	郡山市
福島県	いわき市
茨城県	水戸市
茨城県	土浦市
茨城県	古河市
茨城県	結城市
茨城県	龍ヶ崎市
茨城県	下妻市
茨城県	常総市
茨城県	つくば市
茨城県	筑西市
茨城県	坂東市
茨城県	稲敷市
茨城県	かすみがうら市
茨城県	神栖市
茨城県	行方市
茨城県	鉾田市
茨城県	小美玉市
茨城県	東茨城郡大洗町
茨城県	結城郡八千代町
茨城県	猿島郡境町
栃木県	宇都宮市
栃木県	足利市
栃木県	栃木市
栃木県	佐野市
栃木県	小山市
栃木県	真岡市
群馬県	前橋市
群馬県	高崎市
群馬県	伊勢崎市
群馬県	太田市
群馬県	館林市
群馬県	吾妻郡草津町
群馬県	利根郡昭和村
群馬県	佐波郡玉村町
群馬県	邑楽郡明和町

都道府県	調査対象市区町村
群馬県	邑楽郡千代田町
群馬県	邑楽郡大泉町
群馬県	邑楽郡邑楽町
埼玉県	川越市
埼玉県	川口市
埼玉県	所沢市
埼玉県	本庄市
埼玉県	東松山市
埼玉県	春日部市
埼玉県	羽生市
埼玉県	草加市
埼玉県	越谷市
埼玉県	蕨市
埼玉県	戸田市
埼玉県	朝霞市
埼玉県	志木市
埼玉県	和光市
埼玉県	八潮市
埼玉県	富士見市
埼玉県	三郷市
埼玉県	坂戸市
埼玉県	吉川市
埼玉県	ふじみ野市
埼玉県	比企郡滑川町
埼玉県	比企郡嵐山町
埼玉県	児玉郡神川町
埼玉県	児玉郡上里町
千葉県	銚子市
千葉県	市川市
千葉県	船橋市
千葉県	松戸市
千葉県	成田市
千葉県	東金市
千葉県	習志野市
千葉県	柏市
千葉県	市原市
千葉県	八千代市
千葉県	浦安市
千葉県	四街道市
千葉県	八街市
千葉県	富里市
千葉県	印旛郡酒々井町
千葉県	香取郡多古町
千葉県	山武郡九十九里町
千葉県	山武郡芝山町
東京都	千代田区
東京都	中央区
東京都	港区
東京都	新宿区
東京都	文京区
東京都	台東区
東京都	墨田区
東京都	江東区
東京都	品川区
東京都	目黒区
東京都	大田区

都道府県	調査対象市区町村
東京都	世田谷区
東京都	渋谷区
東京都	中野区
東京都	杉並区
東京都	豊島区
東京都	北区
東京都	荒川区
東京都	板橋区
東京都	練馬区
東京都	足立区
東京都	葛飾区
東京都	江戸川区
東京都	八王子市
東京都	立川市
東京都	武蔵野市
東京都	三鷹市
東京都	昭中市
東京都	府中市
東京都	調布市
東京都	町田市
東京都	小金井市
東京都	小平市
東京都	国立市
東京都	福生市
東京都	東久留米市
東京都	武蔵村山市
東京都	羽村市
東京都	西東京市
東京都	西多摩郡瑞穂町
神奈川県	横須賀市
神奈川県	平塚市
神奈川県	藤沢市
神奈川県	秦野市
神奈川県	厚木市
神奈川県	大和市
神奈川県	伊勢原市
神奈川県	座間市
神奈川県	綾瀬市
神奈川県	足柄上郡中井町
神奈川県	足柄下郡箱根町
神奈川県	愛甲郡愛川町
新潟県	南魚沼郡湯沢町
富山県	富山市
富山県	高岡市
富山県	射水市
石川県	金沢市
石川県	能美市
福井県	福井市
福井県	越前市
山梨県	甲府市
山梨県	都留市
山梨県	中央市
山梨県	中巨摩郡昭和町
山梨県	南都留郡忍野村
山梨県	南都留郡山中湖村
長野県	長野市

都道府県	調査対象市区町村
長野県	松本市
長野県	上田市
長野県	飯田市
長野県	諏訪市
長野県	伊那市
長野県	南佐久郡川上村
長野県	南佐久郡南牧村
長野県	北佐久郡軽井沢町
長野県	北佐久郡御代田町
長野県	上伊那郡箕輪町
長野県	上伊那郡飯島町
長野県	上伊那郡箕輪村
長野県	上伊那郡宮田村
長野県	下伊那郡阿智村
長野県	北安曇郡白馬村
長野県	北安曇郡小谷村
長野県	埴科郡坂城町
長野県	下高井郡野沢温泉村
岐阜県	岐阜市
岐阜県	大垣市
岐阜県	関市
岐阜県	美濃市
岐阜県	瑞浪市
岐阜県	美濃加茂市
岐阜県	土岐市
岐阜県	可児市
岐阜県	山県市
岐阜県	瑞穂市
岐阜県	羽島郡岐南町
岐阜県	不破郡垂井町
岐阜県	安八郡輪之内町
岐阜県	本巣郡北方町
岐阜県	加茂郡坂祝町
岐阜県	加茂郡富加町
岐阜県	可児郡御嵩町
静岡県	沼津市
静岡県	富士市
静岡県	磐田市
静岡県	焼津市
静岡県	掛川市
静岡県	御殿場市
静岡県	袋井市
静岡県	湖西市
静岡県	御前崎市
静岡県	菊川市
静岡県	牧之原市
静岡県	駿東郡清水町
静岡県	榛原郡吉田町
愛知県	豊橋市
愛知県	岡崎市
愛知県	一宮市
愛知県	瀬戸市
愛知県	半田市
愛知県	春日井市
愛知県	豊川市
愛知県	碧南市

都道府県	調査対象市区町村
愛知県	刈谷市
愛知県	豊田市
愛知県	安城市
愛知県	西尾市
愛知県	蒲都市
愛知県	犬山市
愛知県	常滑市
愛知県	小牧市
愛知県	稲沢市
愛知県	大府市
愛知県	知多市
愛知県	知立市
愛知県	高浜市
愛知県	岩倉市
愛知県	豊明市
愛知県	田原市
愛知県	清須市
愛知県	北名古屋
愛知県	弥富市
愛知県	みよし市
愛知県	あま市
愛知県	愛知郡東郷町
愛知県	西春日井郡豊山町
愛知県	丹羽郡大口町
愛知県	海部郡大治町
愛知県	海部郡蟹江町
愛知県	海部郡飛鳥村
愛知県	知多郡東浦町
愛知県	知多郡南知多町
愛知県	知多郡武豊町
愛知県	額田郡幸田町
三重県	津市
三重県	四日市市
三重県	松阪市
三重県	桑名市
三重県	鈴鹿市
三重県	亀山市
三重県	いなべ市
三重県	伊賀市
三重県	桑名郡木曾岬町
三重県	員弁郡東員町
三重県	三重郡菟野町
三重県	三重郡川越町
滋賀県	大津市
滋賀県	彦根市
滋賀県	長浜市
滋賀県	甲賀市
滋賀県	湖南市
滋賀県	東近江市
滋賀県	蒲生郡日野町
滋賀県	愛知郡愛荘町
滋賀県	犬上郡豊郷町
京都府	久世郡久御山町
京都府	綴喜郡井手町
京都府	綴喜郡宇治田原町
大阪府	豊中市

都道府県	調査対象市区町村
大阪府	吹田市
大阪府	高槻市
大阪府	枚方市
大阪府	八尾市
大阪府	大東市
大阪府	箕面市
大阪府	門真市
大阪府	東大阪市
大阪府	泉北郡忠岡町
兵庫県	姫路市
兵庫県	尼崎市
兵庫県	明石市
兵庫県	西宮市
兵庫県	加西市
兵庫県	加東市
兵庫県	神崎郡福崎町
奈良県	奈良市
奈良県	生駒郡安堵町
和歌山県	和歌山市
鳥取県	鳥取市
島根県	松江市
島根県	出雲市
島根県	鹿足郡吉賀町
岡山県	倉敷市
岡山県	高梁市
岡山県	加賀郡吉備中央町
広島県	呉市
広島県	三原市
広島県	福山市
広島県	東広島市
広島県	安芸高田市
広島県	広島市
広島県	江田郡海田町
広島県	山県郡北広島町
山口県	下関市
香川県	高松市
香川県	綾歌郡宇多津町
香川県	仲多度郡多度津町
愛媛県	松山市
愛媛県	越智郡上島町
高知県	高知市
高知県	須崎市
福岡県	久留米市
福岡県	鞍手郡小竹町
福岡県	京都郡苅田町
長崎県	長崎市
長崎県	佐世保市
熊本県	玉名郡長洲町
大分県	大分市
大分県	別府市
宮崎県	宮崎市
鹿児島県	鹿児島市
沖縄県	那覇市
沖縄県	国頭郡恩納村
沖縄県	中頭郡北谷町

自治体 回答担当者名 自治体コード 連絡先(電話番号) 担当課名 連絡先(メール)

I 多文化共生に関する取り組み状況

※多文化共生の推進に係る指針・計画を策定している自治体は記入をお願いします。

(1) 多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況

(ア) 指針・計画の名称

(イ) 策定期期

西暦 年 月西暦 年 月

(ウ) 改訂している場合、直近の改訂時期

(エ) 直近の改訂内容について、その概要を下記にご回答ください。

(オ) 今後の改訂予定(①～③のいずれかに○を選択してください)

① 改訂予定である

改訂予定時期

西暦 年 月 ごろ

② 改訂を検討しているが時期は未定

③ 改訂する予定はない

(カ) 改訂予定がある場合、その概要について下記にご回答ください。

(キ) 指針・計画の位置づけ(①か②のどちらかに○を選択してください)

① 多文化共生に関する指針・計画を単独で策定している ② 国際化施策一般に関する指針・計画や総合計画等の中で、多文化共生施策
について記載している

(ク) 今後、多文化共生に関する指針・計画を単独で策定する予定はありますか

(上記(キ)で②を選択した自治体のみ回答してください)

策定予定時期

西暦 年 月 ごろ(ケ) 指針・計画について掲載しているホームページURL

(2) 多文化共生に関して現在取り組んでいる分野

(当てはまるものはすべて○を選択してください。)

(ア) コミュニケーション支援

① 地域における情報の多言語化

a 多様な言語、多様なメディアによる行政・生活情報の提供 b 外国人住民の生活相談のための窓口の設置、専門家の養成 c NPO等との連携による多言語情報の提供 d 地域の外国人住民の相談員等としての活用

② 日本語及び日本社会に関する学習支援

a 地域生活開始時におけるオリエンテーションの実施 b 日本語および日本社会に関する学習機会の提供

(イ) 生活支援

① 居住

- a 情報提供による居住支援、入居差別の解消
- b 住宅入居後のオリエンテーションの実施
- c 自治会・町内会等を中心とする取組の推進
- d 外国人住民が集住する団地等における相談窓口の設置

② 教育

- a 学校入学時の就学案内や就学援助制度の多様な言語による情報提供
- b 日本語の学習支援
- c 地域ぐるみの取組
- d 不就学の子どもへの対応
- e 進路指導および就職支援
- f 多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進
- g 外国人学校の法的地位の明確化
- h 幼児教育制度の周知および多文化対応

③ 労働環境

- a ハローワークとの連携による就業支援
- b 商工会議所等との連携による就業環境の改善
- c 外国人住民の起業支援

④ 医療・保健・福祉

- a 外国語対応可能な病院・薬局に関する情報提供
- b 医療問診票の多様な言語による表記
- c 広域的な医療通訳者派遣システムの構築
- d 健康診断や健康相談の実施
- e 母子保健および保育における対応
- f 高齢者・障害者への対応

⑤ 防災

- a 災害等への対応
- b 緊急時の外国人住民の所在把握
- c 災害時の通訳ボランティアの育成・支援、連携・協働
- d 大規模災害時に備えた広域応援協定
- e 災害時の外国人への情報伝達手段の多言語化、多様なメディアとの連携

⑥ その他

- a より専門性の高い相談体制の整備と人材育成
- b 留学生支援

(ウ) 多文化共生の地域づくり

① 地域社会に対する意識啓発

- a 地域住民等に対する多文化共生の啓発
- b 多文化共生の拠点づくり
- c 多文化共生をテーマにした交流イベントの開催

② 外国人住民の自立と社会参画

- a キーパーソン・ネットワーク・自助組織等の支援
- b 外国人住民の意見を地域の施策に反映させる仕組みの導入
- c 外国人住民の地域社会への参画
- d 地域社会に貢献する外国人住民の表彰制度

(エ) その他(上記の分類に該当しないものについては、その概要を下記にご回答ください。)

--

(3) 上記(2)で選択した分野のうち、特に重点的に取り組んでいる分野

分野

--

その取組内容について、その概要を下記にご回答ください。

--

(4) 現在課題と認識している分野 (当てはまるものはすべて○を選択してください。)

- (ア) 地域における情報の多言語化
- (イ) 日本語及び日本社会に関する学習支援
- (ウ) 居住に関する支援
- (エ) 教育に関する支援
- (オ) 労働環境に関する支援
- (カ) 医療・保健・福祉に関する支援
- (キ) 防災に関する支援
- (ク) 地域社会に対する意識啓発
- (ケ) 外国人住民の自立と社会参画
- (コ) その他(その概要を下記にご回答ください。)

--

(5) 上記(4)で選択した分野について、その分野で課題と考える内容について、その概要を下記にご回答ください。

分野

--

--

(6) 庁内体制

- (ア) 多文化共生の推進を所管する担当部署を設置していますか。

--
- (イ) 多文化共生の担当部署が中心となって、部局横断的な連携をとっていますか。
⇒連携している場合、その概要を下記にご回答ください。

--

--

(7) 多文化共生に関する講師等の経験を有する職員について

(多文化共生に関する講義や研修の講師、会議でのパネラーなどの経験を有する職員の方(現在、他部局に在席する方も含む)がいらっしゃる場合、下記にご回答ください。複数いらっしゃる場合は適宜、回答欄を追加してください。)

- (ア) 現在の部署・役職

--
- (イ) 直近の対応実績について、会議等の名称及び対応内容についてご回答ください。

--

II 指針・計画未策定自治体の状況

※多文化共生の推進に係る指針・計画を未策定の自治体は記入をお願いします。

(8) 多文化共生に係る指針・計画の策定の検討状況

(ア～ウのいずれかに○を選択してください。)

(ア) 策定予定である

策定予定時期

西暦

年

月

ごろ

(イ) 策定を検討しているが時期は未定

(ウ) 策定する予定はない

(9) 上記(8)でウと回答した場合、その理由を下記にご回答ください。

--

III 先進的な取り組みの共有について※すべての自治体で記入をお願いします。

(10) 先進的な取り組みを行っている自治体から共有を受けたい分野を教えてください。

(当てはまるものはすべて○を選択してください。)

(ア) 地域における情報の多言語化

(イ) 日本語及び日本社会に関する学習支援

(ウ) 居住に関する支援

(エ) 教育に関する支援

(オ) 労働環境に関する支援

(カ) 医療・保健・福祉に関する支援

(キ) 防災に関する支援

(ク) 地域社会に対する意識啓発

(ケ) 外国人住民の自立と社会参画

(コ) その他(上記ア～ケに該当しない分野がある場合、その概要について下記にご回答ください。)

--

(11) 先進的な取り組みの共有の手法について

(当てはまるものはすべて○を選択してください。)

(ア) 先進的な取り組みを行っている自治体の職員等から助言を受けられる

アドバイザー制度があれば、活用したいと思いますか。

--

(イ) 地域の自治体が集まり、多文化共生にかかる先進的な取り組みの紹介や

自治体間での情報共有等を行う会議が開催されれば、参加したいと思いますか。

--

(ウ) その他(上記ア又はイ以外で共有手法に関してご意見等ございましたら、下記にご回答ください。)

--

(12) CIR(国際交流員)の活用について

多文化共生の分野でCIRを活用したい意向はありますか。

--

※CIR(国際交流員)とは、総務省、外務省、文部科学省及び(一財)自治体国際化協会等が協力して実施している「JETプログラム(語学指導等を行う外国青年招致事業)」の一つの職種です。特に、CIRは、高い日本語能力を有する人材を選考し、自治体の国際分野の業務で活用いただけます。JETプログラムの活用には地方交付税措置があります。市町村は当該団体におけるJET参加者数に応じた加算もありますので、積極的な活用のご検討をお願い致します。

(詳しくは、こちらのHP(<http://jetprogramme.org/ja/about-jet/>)をご覧ください。)

IV 市区町村の基本情報 ※市区町村のみ記入をお願いします。

(13) 在留外国人の概況(平成30年1月1日時点)

(住民基本台帳に基づく数値にご回答ください)

(ア) 外国人人口の多い国籍及びその人口(上位3つ)

① 国名	<input type="text"/>	人
② 国名	<input type="text"/>	人
③ 国名	<input type="text"/>	人

(イ) 在留資格の類型別人口(上位3つ)

① 在留資格	<input type="text"/>	人
② 在留資格	<input type="text"/>	人
③ 在留資格	<input type="text"/>	人

(ウ) 外国人の年齢別人口割合

① 14歳以下	<input type="text"/>	%
② 15～64歳	<input type="text"/>	%
③ 65歳以上	<input type="text"/>	%

(エ) 外国人の男女別人口割合

① 男性	<input type="text"/>	%
② 女性	<input type="text"/>	%

(14) その他、本アンケートにかかる内容でご意見等ございましたら、下記にご回答ください。

--

地域国際化推進アドバイザー制度について

参考資料
((一財)自治体国際
化協会提出資料)

目的

多文化共生、国際交流・協力に係る専門知識・経験を有する方を、クリアが『地域国際化推進アドバイザー』として委嘱したうえで、希望する自治体等に派遣し、必要な情報、適切な助言・ノウハウの提供などを行うことにより、施策の推進、住民理解の促進等に寄与する。

制度概要

【派遣対象団体】 自治体・地域国際化協会・市区町村国際交流協会

【アドバイザー・アドバイザーの業務】

以下に関する業務に係る知識・実務経験を有する者(※1)で、当該知識やノウハウの提供、助言等を行う(※2)。

- ① 多文化共生推進のための施策構築・実施 ② 国際協力・国際交流・国際理解教育 ③ 自治体等とNGO/NPO等との連携・協働

(※1) 別添「地域国際化推進アドバイザー一覧」参照 (登録者数計:70人)

(※2) 研修や講演会といった形式は問わない

【アドバイザーの委嘱期間】 二年間

【経費負担】 アドバイザーの謝礼金・旅費はクリアが負担

【制度の運用】

限られた予算の中で、より多くの団体に本制度を活用していただくべく、一団体につき二年度に一回(上限4時間)活用できることとして運用中。



【参考】平成29年度 地域国際化推進アドバイザー派遣実績



業務区分 派遣先	多文化共生				国際協力 国際理解	その他	合計
	災害時の 外国人支援	日本語学習 やさしい日本語	意識啓発	小計			
都道府県	3	0	0	3	1	1	5
市区町村	4	11	13	28	1	2	31
地域国際化協会	4	2	0	6	3	3	12
市町村国際交流協会	10	3	4	17	3	1	21
合計	21	16	17	54	8	7	69

※その他は通訳・翻訳、ボランティア育成など

平成29年度予算執行状況 (単位:千円)	
予算額	23,784
決算額	21,874



◆災害時の外国人支援◆

【宮崎県都城市主催による「平成30年度都城広域定住自立圏多文化共生職員研修」に講師として派遣】

行政職員144名を対象に、災害時に外国人が直面する課題について、準備段階として必要なこと、過去の災害時における外国人対応の事例と対処法などについて講義を行いました。



◆日本語学習・やさしい日本語◆

【群馬県大泉町主催による「多文化共生に関する職員研修会」に講師として派遣】

町役場職員109名を対象に、職員一人ひとりの外国人住民への対応能力の向上と、多文化共生に対する意識啓発を図るため、「やさしい日本語」に関する講義を行いました。



◆意識啓発◆

【佐賀県国際交流協会主催による「医療通訳サポーター養成講座」に講師として派遣】

ボランティア登録者、医療従事者等45名を対象に、医療通訳の心構え、倫理規定及び、医療通訳の必要性などについて講義を行いました。

【参考】地域国際化推進アドバイザー一覧（平成30年度）



主たる所属種別の内訳 学識経験者：14 地域国際化協会・市区町村の国際交流協会20
 （全70名） 地域国際化協会・市区町村の国際交流協会を除く民間団体：36

No.	氏名	所属／役職	No.	氏名	所属／役職
1	秋尾 晃正	(公財)民際センター／理事長	11	榎井 縁	大阪大学／特任准教授 ((公財)とよなか国際交流協会/理事、 (特活)開発教育協会/理事、(特活)クロスベース/理事)
2	阿部 一郎	多文化共生コーディネーター	12	大橋 正明	(特活)国際協力NGOセンター／理事 ((特活)シャプラニール＝市民による海外協力の会／評議員、聖心女子大学 人間関係学科/教授、聖心女子大学グローバル共生研究所/所長)
3	阿部 真理子	(特活)IVY／理事	13	大森 典子	(公財)愛媛県国際交流協会／室長(外国人支援・国際連携事業担当)
4	有田 典代	国際文化交流協会／事務局長	14	荻村 哲朗	神奈川大学／非常勤講師 (明治学院大学 国際平和研究所／研究員)
5	飯田 奈美子	(公財)京都市国際交流協会/行政通訳・相談事業コーディネーター (多言語コミュニティ通訳ネットワーク(mcinet)/共同代表)	15	御館 久里恵	鳥取大学 教育支援・国際交流推進機構 国際交流センター／准教授
6	石井 ナナエ	認定特定非営利活動法人ふじみの国際交流センター／理事長	16	片山 信彦	(特活)ワールド・ビジョン・ジャパン／常務執行役員
7	稲葉 哲朗	(公財)名古屋国際センター／広報情報課長	17	勝 千恵子	(公財)名古屋国際センター 広報情報課／主査
8	犬飼 康弘	(公財)ひろしま国際センター 研修部／日本語常勤講師 (日本語講師チームリーダー)	18	勝谷 知美	(一財)熊本市国際交流振興事業団／事務局次長
9	井上 八三郎	(公財)京都市国際交流協会／事務局次長	19	加藤 理絵	(公財)名古屋国際センター 交流協力課／主査
10	岩本 郁子	(公財)茨城県国際交流協会／事務局長	20	菊池 哲佳	多文化社会専門職機構／多文化社会専門職機構認定・多文化社会 コーディネーター、事務局長 ((公財)仙台観光国際協会 国際化推進課／交流係長)

No.	氏名	所属／役職
21	木下 理仁	かながわ開発教育センター(K-DEC)／事務局長 (東海大学教養学部国際学科／非常勤講師)
22	金 迅野	マイノリティ宣教センター／共同主宰 (中央大学社会科学研究所／客員研究員)
23	金 宣吉	(特活)神戸定住外国人支援センター／理事長 (神戸大学国際人間学部／非常勤講師)
24	木村 博之	(公財)横浜市国際交流協会／事務局担当次長
25	金 東暎	行政書士金東暎事務所／行政書士 (在日本大韓国民団宮城県地方本部／監察委員長)
26	黒田 正人	ロイヤルシルク財団 東京事務所／特別アドバイザー (東京大学生産技術研究所／目黒研究室 協力研究員 (株)黒田設計室／代表取締役)
27	小山 紳一郎	ちがさき市民活動サポートセンター／スタッフ (明治大学、亜細亜大学／非常勤講師)
28	佐渡友 哲	日本大学 法学部／教授 (オックスファム・ジャパン／理事)
29	柴垣 禎	(特活)多文化共生マネージャー全国協議会／理事 (NGOダイバーシティとやま／事務局長)
30	清水 由美子	(公財)柏崎地域国際化協会／常勤理事 事務局長 (多文化共生マネージャー)

No.	氏名	所属／役職
31	菅波 茂	認定特定非営利活動法人AMDA／理事長
32	杉田 理恵	東村山市市民相談・交流課/多文化共生相談員
33	杉本 正次	(特活)地域国際活動研究センター／理事
34	須藤 伸子	(公財)仙台観光国際協会 国際化推進課／課長 (宮城教育大学／非常勤講師)
35	仙田 武司	(公財)しまね国際センター／多文化共生推進課長
36	高木 和彦	(特活)多文化共生マネージャー全国協議会／副代表理事 (滋賀県 滋賀県総合政策部広報課／参事)
37	高倉 弘二	高倉環境研究所／代表
38	高橋 伸行	(特活)多文化共生マネージャー全国協議会／理事 (船橋市市長公室国際交流課／課長)
39	竹内 よし子	(特活)えひめグローバルネットワーク／代表理事
40	田村 太郎	(一財)ダイバーシティ研究所／代表理事

No.	氏名	所属／役職
41	丹下 厚史	(公財)名古屋国際センター／交流協力課長
42	土井 佳彦	(特活)多文化共生リソースセンター東海／代表理事 (特活)多文化共生マネージャー全国協議会／理事)
43	豊島 行宏	元(公財)名古屋国際センター／元専務理事・事務局長・国際留学生 会館館長
44	内藤 稔	東京外国語大学大学院総合国際学研究院／講師
45	長坂 寿久	(一財)国際貿易投資研究所／客員研究員 (逗子フェアトレードタウンの会／代表理事、プラン・インターナシヨ ナル・ジャパン／理事)
46	中村 絵乃	(特活)開発教育協会／事務局長
47	西村 明夫	RASCコミュニティ通訳支援センター／代表
48	野田 真里	茨城大学人文学部人文コミュニケーション学科／准教授 (国際開発学会/理事)
49	野山 広	国立国語研究所日本語教育研究領域／准教授
50	蓮井 孝夫	(特活)香川国際ボランティアセンター／会長(理事) (福)香川いのちの電話／理事、 (特活)たかまつ市民活動応援団(副代表))

No.	氏名	所属／役職
51	藤井 誠	HR Japan／代表理事 教育プロデューサー) (一社)障がい者起業就労支援協会／会長)
52	藤原 孝章	同志社女子大学／教授
53	堀 永乃	(一社)グローバル人材サポート浜松／代表理事 (日本大学／非常勤講師)
54	松尾 慎	東京女子大学現代教養学部/教授
55	松岡 洋子	岩手大学教育推進機構グローバル教育センター／教授
56	松本 義弘	(公財)横須賀市産業振興財団／常務理事・事務局長 (三浦半島中小企業勤労者福祉サービスセンター／所長、 日本フェアトレード・フォーラム／認定委員)
57	水口 章	敬愛大学 国際学部／教授
58	村上 公彦	(公社)アジア協会アジア友の会／専務理事兼事務局長 (日本基督教団寝屋川教会/牧師)
59	村松 紀子	(公財)兵庫県国際交流協会／相談員 (医療通訳研究会(MEDINT)／代表)
60	八木 亜紀子	(特活)開発教育協会／事業主任 (特活)アジア太平洋資料センター／理事)

No.	氏名	所属／役職
61	八木 浩光	(一財)熊本市国際交流振興事業団／事務局長
62	山内 康裕	(一社)滝川国際交流協会／理事 (滝川市 産業振興部 観光国際課／課長)
63	山本 晃史	(一社)ISP／代表理事 ((特活)カタリバ／職員)
64	楊 廷延	群馬県立大学地域日本語教育センター／講師
65	柚木 美穂	(公財)鹿児島市国際交流財団
66	湯本 浩之	宇都宮大学／教授 ((特活)開発教育協会／副代表理事)
67	横山 勝	岩手県行政書士会／一般会員
68	吉富 志津代	名古屋外国語大学世界共生学部／教授 ((特活)多言語センターFACIL／理事長)
69	米山 敏裕	(特活)地球の友と歩む会／事務局長
70	若林 秀樹	宇都宮大学国際学部/客員准教授